

1. 障がい者雇用の現状等

- 大阪府内の民間事業主に雇用されている障がい者の数は、令和5年6月1日現在、前年より2,881.0人増加の5万8,282.0人と過去最高を更新し、20年連続で増加しており、実雇用率も過去最高の2.35%（前年2.25%）となった。参考：R5全国実雇用率…2.33%、都道府県別順位…全国36位
- 規模別でみると常用雇用労働者数43.5人以上100人未満の中小事業主の実雇用率は1.86%（全体2.35%）、法定雇用率達成割合は42.1%（全体46.1%）と、全体と比べて低位にある。また、障害者雇用促進法の改正（令和4年改正）により法定雇用率の引き上げ等（R6年4月から2.5%、R8年7から2.7%）が予定されていることを踏まえ、これら事業主に対する障がい者雇用への意識啓発や個々の状況に応じた支援が引き続き必要である。
- また、障がい別でみると、令和5年6月1日現在、精神障がい者の雇用数は1万1,579.0人で、雇用率制度の算定対象となる前の平成29年(3,848.5人)と比べ、約3倍と大幅に増加している。課題となっている職場定着を推進するため、引き続き事業主の障がい特性等に対する理解を高め、職場環境の整備を促進していくことが必要である。

■大阪府内の民間事業主における障がい者の雇用状況（大阪労働局発表「平成30年、令和5年 障害者雇用状況の集計結果」）

	平成30年6月1日現在（法定雇用率2.2%）※			令和5年6月1日現在（※法定雇用率2.3%）※		
	事業主数 （うち未達成）	実雇用率	達成割合	事業主数 （うち未達成）	実雇用率	達成割合
全規模	8,152 (4,810)	2.01%	41.0%	8,727 (4,706)	2.35%	46.1%
100人未満	3,791 (2,252)	1.55%	40.6%	4,294 (2,487)	1.86%	42.1%

※H30.6.1…常用雇用労働者数45.5人以上の事業主 R5.6.1…同 43.5人以上の事業主

■精神障がい者の新規求職者数（大阪労働局管内ハローワークの職業紹介状況）

H29年度	R4年度	増減
7,300人	9,319人	+2,019人

■精神障がい者の雇用状況（大阪労働局発表「障害者雇用状況の集計結果」）

H29.6.1	R5.6.1	増減
3,848.5人	11,579.0人	+7,730.5人

2. 第5次障がい者計画における主な取組み

事業主に対する雇用機会の拡大の取組み

◇ 障がい者雇用促進センター誘導・支援事業

■ ハートフル条例に基づく障がい者雇用の促進

- ・ 「契約の相手方等府と関係のある事業主」に対する誘導・支援  
ハートフル条例の対象（義務規定）となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行う。
- ・ 「特定中小事業主」に対する誘導・支援  
ハートフル条例（令和2年改正）の対象（努力義務規定）となる法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する40.0人以上100人以下の事業主）に対し、障がい者雇用推進計画書等の提出や雇用推進計画の達成に向けた誘導・支援を行う。

■ 障がい者雇用促進センターにおける事業主支援

- 障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、個々のニーズや状況に応じた伴走支援を行う。
- 専門家による相談 ○ セミナー・施設見学会の実施 ○ 職場実習受入れのコーディネート 等

精神障がい者等の職場定着支援の取組み

◇ 精神・発達障がい者等理解促進・職場定着支援事業

- ・ 人事担当者のためのアドバンス研修  
障がいに対する正しい理解と社内の職場環境を築く人材を育成するため、障がい特性等を学び、精神・発達障がい者と共に作業を体験する研修会を開催。
- ・ 職場体験受入れマッチング会  
事業主に対する障がい特性に配慮した職場体験受入れを進めるため、雇用を検討または雇用経験の少ない事業主と求職者とのマッチング会を開催。
- ・ 障がい者雇用の理解促進ツール（動画）  
R5年度に障がい者雇用経験のない事業主が障がい者雇用のイメージを持つことができ、具体的な取組みに進むことができるよう作製した理解促進ツールの取材先に協力してもらい、視覚的に障がい者雇用を理解してもらうため数社の動画を作製。

◇ 精神障がい者等の職場定着支援

精神障がい者等職場定着支援員を障がい者雇用促進センターに配置し、障がい者の職場定着に向け取り組む事業主訪問等を行い、個々の状況に応じ支援を行う。